



SMTB年金ニュース

(平成24年9月14日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 指定基金における健全化計画の変更に関する 取扱いについて（続報）

[平成24年8月28日配信のSMTB年金ニュース](#)でご連絡したとおり、指定基金における健全化計画の変更に関する取扱いについて厚生労働省から地方厚生局宛てに周知連絡がなされたところですが、取扱いの詳細について厚生労働省より確認を得ました。

	健全化計画の新規策定	厚生労働大臣の求めに基づく 健全化計画の変更
提出要件 (変更要件)	指定基金に指定された場合	決算結果に基づく積立比率（最低責任準備金に対する純資産額の比率）が、少しでも健全化計画における当該年度の積立比率を下回っている場合（注）
提出時期	指定年度の2月末日まで。提出困難な場合は指定年度の翌年度の9月末日まで。	変更年度の2月末日まで。（翌年度の9月末日までの延長は原則不可）
承認基準	基金の財政の健全化が見込まれる場合。例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における積立比率が上昇すること。	同左
その他	—	指定年度は健全化計画期間に含まれないため、指定年度の決算の実績により健全化計画の変更は求めない。（⇒平成23年度に指定された指定基金は、平成23年度末決算における積立比率が当初計画を下回っていても健全化計画の変更は不要）

（下線部：今回確認を得た箇所）

（注）ただし、以下の場合には、基金から行政あて事前に個別相談を行う等により、健全化計画の変更が不要となる可能性があります。（次頁の【厚生労働省コメント】参照）

- ・ 実施年次報告書において、指定年度の前年度に比べ健全化計画最終年度における積立比率が上昇する場合

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595

【厚生労働省コメント】

- ✓ 足元で当初計画を下回っている場合でも、健全化計画の最終年度で明らかに承認基準を満たしている場合は、基金からの事前相談（説明）は不要で、変更自体を求めないこととなる。
- ✓ 健全化計画の最終年度で承認基準を満たしているものの、その水準がぎりぎりであったり、当初計画と積立水準の推移が大きく乖離しているような場合には、基金から事前相談（説明）を受けたり、または、行政側から個別に確認する等して、変更を求めるか否かの判断を行う。
- ✓ 特殊事情等により、変更の求めがあったにもかかわらず、同内容の計画の提出で済むようなケースが発生した場合の手続き（代議員会の議決有無等）については個別相談して欲しい。

<参考・健全化計画の変更要否イメージ（平成22年度に指定された指定基金の場合）>

図1・健全化計画の変更を求められる場合

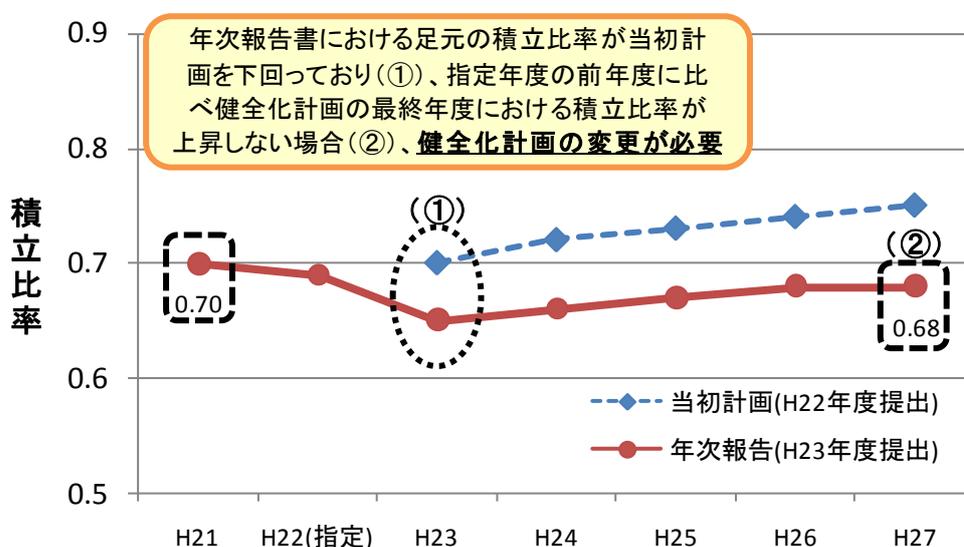
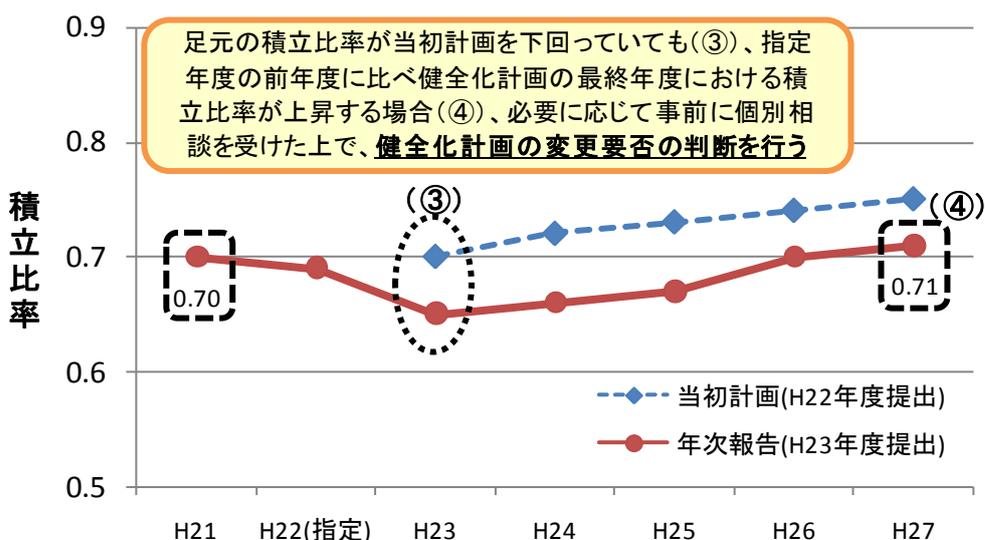


図2・事前相談等の上で変更要否の判断を行う場合



以上